

◎新潟県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年7月3日

新潟県新潟地域振興局長

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

新潟県新潟市北区島見町浜原1の136・1の416・1の421（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、  
1の408、1の409、1の413、1の414、2の558、太郎代浜辺1の1137、1の1138

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟地域振興局農林振興部及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

新潟県新潟市北区島見町浜原1の136（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟地域振興局農林振興部及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）